平成３１年２月藤沢市議会定例会
議　案　第　６　６　号　資　料

議案第６６号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

１　地方公務員法及び地方自治法の一部改正について

地方公務員の臨時・非常勤職員については、多様化する行政需要に対応するため、各地方公共団体で増加しており、また、教育、子育て等様々な分野で活用されていることから、現状において地方行政の重要な担い手となっている状況にあります。

このような中、臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保することが求められており、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正されました。

この改正法は、平成３２年４月１日から施行されます。

（１）地方公務員法の改正点

①特別職の任用の厳格化

通常の事務職員等であっても、「特別職」（臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員等）として任用され、その結果、一般職であれば課される守秘義務などの服務規律等が課されない者が存在していることから、「特別職」の範囲が「専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者」に厳格化された。

②臨時的任用の厳格化

「臨時的任用」は、本来、緊急の場合等に、選考等の能力実証を行わずに職員を任用する例外的な制度であるが、こうした趣旨に沿わない運用が見られることから、その対象が「常勤職員に欠員を生じた場合」に厳格化された。

③一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化

法律上、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度が不明確であることから、一般職の非常勤職員として「会計年度任用職員」に関する規定が設けられ、その採用方法や任期等が明確化された。

（２）地方自治法の改正点

①期末手当の支給

会計年度任用職員について、国の非常勤職員に準じ期末手当の支給が可能となるよう、給付に関する規定が整備された。

２　会計年度任用職員制度について

地方公務員法上「一会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職」を占める職員が会計年度任用職員と定義され、パートタイム及びフルタイムの２つの類型が設けられました。

パートタイムの会計年度任用職員については、報酬、費用弁償及び期末手当の支給対象とし、フルタイムの会計年度任用職員については、給料、旅費及び手当の支給対象となります。

各地方公共団体においては、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員から会計年度任用職員制度に移行するに当たって、任期の定めのない常勤職員との均衡の観点から改めて整理を行い、条例、規則等への位置づけを検討することが必要となっています。

３　本市の臨時・非常勤職員の任用状況及び会計年度任用職員制度への移行見込みについて

本市における臨時・非常勤職員の任用状況については、平成２９年度に全庁調査を行った結果、次の（１）のとおり、年度内の合計で約３，７２０人となっています。

また、平成２９年度の臨時・非常勤職員のすべてが、平成３２年度に会計年度任用職員制度へ移行した場合、（２）のとおり、会計年度任用職員としての任用は、約２，１００人を見込んでいます。

（１）平成２９年度任用者数

①特別職非常勤職員　約２，５２０人
②臨時的任用職員　約３００人
③短時雇用職員　約９００人
合　計　約３，７２０人

※②臨時的任用職員とは、フルタイムの臨時職員、③短時雇用職員とは、パートタイムの臨時職員。

（２）平成３２年度会計年度任用職員制度への移行見込み

①特別職非常勤職員　約７８０人
②臨時的任用職員　約４０人
③会計年度任用職員　約２，１００人
④その他　約８００人
合　計　約３，７２０人

※④その他とは、地方公務員として任用しないもので、業務委託や報償費等での対応を検討しているもの。

４　各条例の一部改正の内容について

「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」については、法改正に伴う関係条例の整備を図るため、１２の条例を一括して改正するものです。

各条例の一部改正の内容は、次のとおりです。なお、パートタイムの会計年度任用職員の報酬、期末手当等の支給については、次の（10）藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例を、フルタイムの会計年度任用職員の給料、期末手当その他手当の支給については、（11）藤沢市一般職員の給与に関する条例を適用することとなります。

（１）藤沢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

・フルタイムの会計年度任用職員の給与その他勤務の状況を公表対象に加える。

（２）藤沢市職員の勤務時間等に関する条例

・パートタイムの会計年度任用職員の勤務時間は、１週３５時間以内（フルタイムの会計年度任用職員は、３８時間４５分）とする。

・臨時的任用及び会計年度任用職員（一部、勤務日数等による制限あり。）について、別表に定める特別休暇の取得対象とする。

（３）藤沢市職員の育児休業等に関する条例

・文言の整理のほか、会計年度任用職員の部分休業に関する報酬の減額に関する規定を追加する。

（４）外国の地方公共団体の機関等に派遣される藤沢市職員の処遇等に関する条例

・地方公務員法の改正による参照条文のずれを解消する。

（５）公益的法人等への藤沢市職員の派遣等に関する条例

・地方公務員法の改正による参照条文のずれを解消する。

（６）藤沢市における法令の遵守に関する条例

・地方公務員法第３条第３項第３号に規定する嘱託員は、会計年度任用職員に移行することで、第３条第２項に該当するため、文言の整理を図る。

（７）藤沢市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例

・会計年度任用職員の分限による休職期間は、任期の範囲内とする。

（８）藤沢市職員の降給に関する条例の一部改正

・会計年度任用職員を降給の対象とする。

（９）藤沢市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例

・会計年度任用職員の懲戒による報酬の減給に関する規定を追加する。

(10) 藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例

・パートタイムの会計年度任用職員の基本報酬については、月額報酬を基本とする。

・任期が短い者、１週間の勤務時間が短い者等の基本報酬については、時間給とする。

・任期の定めのない職員と同様に行政職報酬表(1)及び(2)並びに医療職報酬表(1)、(2)及び(3)を設ける。なお、報酬表に定める額は、任期の定めのない職員に適用する各給料表の１級の額とする。

・基本報酬は、報酬表に定める額のその者の勤務時間数に応じた額に地域手当相当を加えた額とする。

・初任給調整手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当相当を支給する。
・私傷病のための分限による休職期間中は、基本報酬は支給しない。
・通勤手当に相当する費用弁償及び旅費に相当する費用弁償を支給する。
・パートタイムの会計年度任用職員（１週間の勤務時間数が１５時間３０分以上で任期が６月以上ある者）に期末手当を支給する。

(11) 藤沢市一般職員の給与に関する条例
・フルタイムの会計年度任用職員の給料は、各給料表の１級の額を使用する。
・フルタイムの会計年度任用職員には、期末手当を支給する。昇給、扶養手当、住居手当、単身赴任手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、勤勉手当、寒冷地手当に関する規定は、適用（支給）しない。
・私傷病のための分限による休職期間中は、給与は支給しない。

(12) 藤沢市職員の退職手当に関する条例
・フルタイムの会計年度任用職員が１２月を超えて勤務した場合は、当該条例の職員とみなして、退職手当を支給する。
・当分の間、フルタイムの会計年度任用職員が６月を超えて勤務した場合は、当該条例の職員とみなして、退職手当の額の１００分の５０を支給する（国と同様の取り扱い。附則に規定。）。
・当分の間、常勤の特別職職員が退職から８年間、定年退職者が退職から５年間は、職員として採用されても退職手当条例は適用しない（藤沢市嘱託に関する規則の廃止に伴うもの。附則に規定。）。

(13) 制定条例附則
・経過措置期間として、平成３２年度から平成３６年度までの間に限り、現行の非常勤職員の報酬から時間給を算出し、当該額に新たな会計年度任用職員としての年間の勤務時間数を乗じた額（平成３１年度の特別職非常勤職員として任用されていた時の年収）を保障する。

(14) 施行期日
・平成３２年４月１日からとする。

以　　上